

5. 運営方針 全般

【宇佐美委員】

全体的に虐待に関する記述が中心となっている。児相業務は虐待がメインになると思うが、家庭児童相談室も含めてとなるので、子育てや非行、不登校などの様々な悩み相談についてももう少し記述があっても良いのでは。

5. 運営方針 (2)市児童相談所と家庭児童相談室の役割分担

【竹下委員】

児童相談所と家児相の役割分担のイメージはおおよそこれで良いと思うが、

- ①家児相部分に性格行動相談を入れることに加え、
- ②乳幼児の発達・障害相談は今まで通りこども発達センター、
- ③妊娠期から子育て期を通した養育上の悩み相談は子育て世代包括支援センター「ふなここ」という様に、相談の住み分けを市民にもしっかりアナウンスすることを提案する。

「18歳未満の子どものあらゆる相談を受け付ける」というような百貨店ではなく、市の児童相談所は子ども虐待への対応を中心として解決困難な非行相談などを得意とする専門店としての機能を打ち出していくことが望ましい。

5. 運営方針 (3)虐待等の受付体制

【竹下委員】

相談専用ダイヤルは置かず、今まで通り家庭児童相談室で9:00～17:00で電話での相談も受け付ける。なぜなら、現行の児童相談所相談専用ダイヤルは養育上の悩み相談と虐待可能性のある相談の二極化になっていると思われるので、住み分けが機能すれば問題ないと思う。

【竹下委員】

189については、夜間休日は千葉県の子ども家庭110番において24時間365日電話で対応出来る様にしているので、これを活用して夜間休日は市児童相談所の職員に連絡が入るようにするのが合理的かと思う。

夜間休日の電話相談体制を市独自で整えるのは費用対効果の面でも疑問。県と協議することをお勧めする。

基本構想(案)に対する意見 第2回会議分(欠席委員分)

5. 運営方針 (5)一時保護所の定員

【竹下委員】

県の児童相談所における一時保護児が多い理由は、虐待相談の増加と児童養護施設の入所待ち期間が長期になっているためである。乳幼児の一時保護については極力里親・ファミリーホームの活用(里親への手厚い支援が前提だが)を図ることが望ましい。乳幼児と非行児、虐待による影響が大きく出ている子どもを混ぜこぜで生活させるのは、それぞれを守る意味で出来るだけ避けたい。

5. 運営方針 (6)学習環境の整備

【竹下委員】

いきなり学習環境の整備をここに持ってくることに甚だ違和感がある。各論は一時保護児の権利擁護の後に持ってくるべき。内容について指摘はない。

5. 運営方針 (7)子どもの権利保障

【宇佐美委員】

一時保護所において、子どもの私服や私物を可能な限り所持させる方針とあるが、認めていない保護所が多いと思う。被虐待児の中には、他の子が羨ましいと感じ、他人の私物を取ってしまう・壊す・意地悪などをしてしまう子どもが多い印象がある。そこが難しい所だと思う。

【竹下委員】

いきなり服やおもちゃの話になるのも違和感がある。以下を提案する。

「(7)一時保護児の権利擁護」

一時保護所は子どもにとっては慣れない環境であるため、まずは子どもが安心感、安全感が持てるような職員のかかわり方、生活の組み立て、スペースの確保などが必要です。しかし集団生活であるため、衣服や私物、携帯電話などの取り扱いについては、子どもの希望に耳を傾けつつも、子どもの福祉を損なうおそれがある場合には一時保護所で預かる必要があります。その場合は理由を子どもに十分に説明する必要があります。一時保護の際、一時保護中、一時保護所を退所してからのことも大人の都合で勝手に決められるのではなく、子ども自身が相談できる、自分の意見や希望を表明できる、わかりやすく説明してもらえる仕組みを整えてあげる必要があります。

基本構想(案)に対する意見 第2回会議分(欠席委員分)

5. 運営方針 (8)一時保護委託・一時保護後の地域支援体制

【竹下委員】

家庭しか経験していない幼児については家庭養育が望ましいため、原則、里親やファミリーホームへの一時保護委託を謳ったら如何か。また親の病気・入院などを理由とする養護相談などは利用型のショートステイが相応しいこともあるので、ショートステイ機能を現行の母子支援施設だけでなく里親や児童養護施設でも行える様にすることを提案する。

里親への一時保護委託やショートステイを適宜、適切に運用することにより、子どもが実親との関係や学校・地域との繋がりを維持できる事例もある。そのためには里親やショートステイ先への情報提供、方針共有をはじめアフターケアが欠かせない。フォスタリング機関の活用は必須である。

5. 運営方針 (9)療育手帳の交付事務

【竹下委員】

市に児童相談所を作ることになれば、市内で療育手帳の判定ができると利便性を歓迎する市民が多くいることが予想される。本当は、子ども発達相談センターで療育手帳の判定も出来るのがベストだと思うが、それが困難なら保護者の了解があれば子ども発達相談センターの検査結果を活用出来るシステムにすると良いと思う。

療育手帳の業務量はかなりあることを覚悟する必要がある。保護者からの不服申し立ても一定程度あり責任も重く、非常勤任せに出来ない業務である。

【宇佐美委員】

特別児童扶養手当認定診断書の作成についてはどの様にする予定なのか。

児童相談所は無料で作成するが、病院に依頼してもらおうと診断書料の負担が生じてしまうことを親は嫌がる。一方で、特定の時期に依頼が集中するので作成側の負担も大きく、児童相談所で対応する場合、嘱託医等が療育手帳の判定や児童の診察等を行う時間が削られてしまう。最初から一貫して行わないと決めておくことが良いかと思う。

5. 運営方針 (11)医師・弁護士配置について

【竹下委員】

医師と弁護士の人員確保は課題である。両者とも児童福祉分野には関心が高くても、児童相談所に定年までいたいと思う人はいないと思う。児童精神科医師については国府台病院、弁護士については千葉県弁護士会子どもの権利委員会と契約し、2, 3年単位で交代して児童相談所で勤務して貰うことは出来ないか。

基本構想(案)に対する意見 第2回会議分(欠席委員分)

5. 運営方針 (12)職員の採用・研修計画

【竹下委員】

千葉市と同様、県で行っている職員研修に船橋市の児童相談所職員も参加させて貰うことは必須。新規採用、派遣について異論はない。

【竹下委員】

県の児童相談所では、経験年数が10年前後の有能な職員が疲弊、バーンアウトし、この仕事の将来に夢や希望を失い中途退職する例が散見される。
適切な人事異動、勤務形態の再検討(交代制、フレックス制など)が必要。働き方改革が叫ばれているが、児童相談所の仕事は夕方から動くことが多い。もちろん緊急に。それなのに、9～17時勤務の呪縛により夜中まで対応しても翌日は休暇を取らなければ休めない。そんなことが続くと疲弊してしまう。

6. 施設整備方針 (2)施設整備の基本的な考え方

【竹下委員】

○様々な状況に配慮した居室

「学齢児以上は個室を設け」とあるが、一時保護児の多くは一人で過ごせない、自分で時間や生活をデザイン出来ない子どもが多い。せめて思春期以降の子どもについては一人になれる空間を保障する、とするのは如何か。個別を強調するのも一つだが、子どもが求める時に職員が手助けできる距離感、寄り添い方が出来る設備を求める。

【宇佐美委員】

発熱している子が入所するなど、新型コロナ等の感染症かどうか判明するまで個室で過ごしてもらわなければならない。感染症対策としての部屋は重要である。

また、感染症について相談できる体制があるとより良いかもしれない。

【竹下委員】

療育手帳その他で相談に訪れる人も多い。威圧的ではない、暖かい雰囲気など来談者への配慮も加えてほしい。

基本構想(案)に対する意見 第2回会議分(欠席委員分)

その他、自由意見

【宇佐美委員】

全体としてはとても良い方向だと思う。児相と家児相との棲み分けを如何にわかりやすくするかが、市民に受け入れられるためにも重要であると思うし、気楽に相談できるような体制を作ればと思う。

【竹下委員】

児童相談所がスムーズに機能するには、母子保健、医療、教育、司法等との連携が欠かせないことはもちろん、社会的養育の資源と機能に依拠するところも大きい。私が経験した新児相(人口45万、開設当初は一時保護所もなかった。管内に頼れる里親、乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センター、中核地域支援センターがありそれらのネットワークにしばしば助けられた。地元警察にもお世話になった。)で強く感じたところである。市として児童相談所を単体で作るという発想ではなく、そういったネットワークを構築していくという発想も忘れないで船橋市の児童相談所を作っていただきたい。